

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	株式会社エスピーオー (SPO Entertainment Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中田 紀廣
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目16番21号
【電話番号】	03-3563-1680
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 有堀 雅樹
【担当J-Adviserの名称】	G-F-A-S株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 栄一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://gcafas.com/jp/services/financial/">https://gcafas.com/jp/services/financial/</a>
【電話番号】	03-6212-1850
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エスピーオー <a href="https://www.spoinc.jp/">https://www.spoinc.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
売上高 (千円)	972,720	827,766	888,307	1,902,710	1,702,439
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	27,669	△121,805	19,635	△80,026	△167,628
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失 (△) (千円)	26,340	△104,692	13,909	△55,440	△254,861
中間包括利益又は包括利益 (千円)	27,267	△91,633	10,023	△55,589	△251,675
純資産額 (千円)	1,476,713	1,302,222	1,152,204	1,393,856	1,142,181
総資産額 (千円)	2,391,329	2,028,246	1,771,828	2,250,903	1,762,928
1株当たり純資産額 (円)	949.11	836.96	740.54	895.85	734.10
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純利益又は1株当 たり中間 (当期)純損失 (△) (円)	16.93	△67.29	8.94	△35.63	△163.80
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.8	64.2	65.0	61.9	64.8
自己資本利益率 (%)	1.8	△7.8	1.2	△3.9	△20.1
株価収益率 (倍)	—	—	246.1	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	18,245	△91,087	235,065	△50,751	△62,164
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,695	△1,552	△12,204	4,134	△8,916
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△76,981	△101,179	△89,080	△166,062	△190,259
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末)残高 (千円)	815,348	474,671	527,219	655,177	396,898
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	24 〔14〕	25 〔16〕	23 〔10〕	25 〔16〕	23 〔13〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 第38期中間期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため記載していません。また、第38期、第39期中間期及び第39期の株価収益率は、親会社株主に帰属する中間(当期)純損失のため記載していません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第38期中間期の中間連結財務諸表並びに第38期の連結財務諸表については、東光有限責任監査法人の中間監査並びに監査を、第39期中間期及び第40期中間期の中間連結財務諸表並びに第39期の連結財務諸表については、東光有限責任監査法人の期中レビュー並びに監査をそれぞれ受けております。
6. 2023年10月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
映像コンテンツ事業	23 (10)
合計	23 (10)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。  
4. 当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20 (10)	42.8	12.6	5,391

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。  
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用環境の改善や堅調なインバウンド需要に支えられ、穏やかな回復基調となりました。一方で、米国の関税政策や中東情勢悪化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、円安に起因する物価上昇の継続など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する映像コンテンツ業界においては、有料動画配信サービス市場が定額制サービスや広告収入を主な収益源とした無料動画配信サービスの拡がりによって継続的に成長する一方で、ビデオソフト市場におけるレンタル利用者は引き続き減少傾向にあります。顧客の映像コンテンツ視聴スタイルがデジタル配信へとシフトする中で、配信用コンテンツへの需要は高まっているものの、製造コストの上昇や円安による映像使用権の仕入価格上昇など、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢下にあって当社グループでは、日本国内において中国ドラマ「この結婚は社内秘で」「七夜雪」、台湾ドラマ「Eternal Butler」などの新作アジアドラマ全7作品を発売するとともに、既発売作品についても廉価版商品の再発売や、動画配信サービスへの積極的な展開を通じ、継続的な収益獲得が可能なストックビジネスの強化にも取り組んでまいりました。また、直営映画館では、独立系の特色を生かし多種多様な作品を幅広く上映したほか、在留外国人向けに特化した外国語字幕作品の上映などにも取り組むことにより新規顧客の獲得を進めてまいりました。一方、海外においては、韓国子会社により日本の新作TVアニメーションを現地の動画配信プラットフォームに提供するなど、海外事業の拡大を推進してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は888,307千円（前年同期比7.3%増）、営業利益は19,540千円（前年同期は営業損失112,689千円）、経常利益は19,635千円（前年同期は経常損失121,805千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は13,909千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失104,692千円）となりました。

なお、当社グループは映像コンテンツ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ130,320千円増加し、527,219千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は235,065千円（前年同期は91,087千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益19,635千円、売上債権の減少額17,039千円、棚卸資産の減少額82,072千円、仕入債務の増加額37,024千円、その他の収入85,278千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は12,204千円（前年同期は1,552千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11,902千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は89,080千円（前年同期は101,179千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出89,080千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは映像コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略し、事業区分別に記載しております。

区分の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ビデオグラム事業	131,252	83.0
著作権事業	610,335	121.0
映画・興行事業	142,280	92.6
その他の事業	4,439	38.0
合計	888,307	107.3

(注) 1. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りです。なお、当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社U-NEXT	87,959	10.6	—	—

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生又は2025年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営をおこなっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約について

TOKYO PRO Market上場企業は、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

当社では、G-F A S株式会社（以下「同社」とします。）を担当J-Adviserに指定し、同社との間で、J-Adviser契約を締結しております。J-Adviser契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、J-Adviser契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。J-Adviser契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、G-F A S株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 有価証券上場規程施行規則第501条第7項第5号bに規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合、当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合、当該再建計画が前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3項bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

### ⑥不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社と

する株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

次のaからcのいずれかに該当する場合

a 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

b 乙が委託する専門機関による調査の結果、甲が反社会的勢力の関与を受けているとの疑いが生じたとき。

c その他、甲が反社会的勢力の関与を受けている又は関与を受けている疑いがあると乙が認めたとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、1,654,737千円（前連結会計年度末は、1,655,559千円）となり821千円減少しました。現金及び預金が130,320千円増加し、棚卸資産が82,582千円、前渡金が49,703千円減少したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、117,091千円（前連結会計年度末は、107,369千円）となり9,722千円増加しました。有形固定資産が26,200千円増加し、敷金及び保証金が16,547千円減少したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、423,485千円（前連結会計年度末は、391,103千円）となり32,382千円増加しました。1年内返済予定の長期借入金が49,318千円減少し、買掛金が37,024千円、その他の流動負債が46,598千円増加したことが主な要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、196,139千円（前連結会計年度末は、229,644千円）となり33,505千円減少しました。長期借入金が39,762千円減少し、退職給付に係る負債が1,507千円、役員退職慰労引当金が4,750千円増加したことが主な要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、1,152,204千円（前連結会計年度末は、1,142,181千円）となり10,023千円増加しました。親会社株主に帰属する中間純利益が13,909千円となったことにより利益剰余金が増加したことが要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュフローの分析

「1 【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、本社の移転により建物及び構築物を26,537千円、工具器具及び備品を7,096千円取得いたしました。なお、その他の主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年12月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,200,000	4,644,100	1,555,900	1,555,900	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	6,200,000	4,644,100	1,555,900	1,555,900	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月30日	—	1,555,900	—	100,000	—	—

## (6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
香月 淑晴	東京都世田谷区	852,700	54.80
円谷フィールドホールディングス株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	495,000	31.81
中田 紀廣	東京都文京区	164,900	10.60
香月 敦子	東京都世田谷区	30,000	1.93
香月 厚太郎	東京都世田谷区	11,000	0.71
有堀 雅樹	神奈川県横浜市青葉区	2,200	0.14
株式会社アウラ	東京都新宿区矢来町65番地3	100	0.01
計	—	1,555,900	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,555,900	15,559	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,555,900	—	—
総株主の議決権	—	15,559	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年4月から2025年9月においては売買実績がありません。

## 3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程」の特例の施行規則第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、東光有限責任監査法人により期中レビューを受けております。なお、東光監査法人は2025年7月2日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称を東光有限責任監査法人に変更しております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	400,898	531,219
売掛金	296,585	279,347
棚卸資産	※ 783,900	※ 701,317
前渡金	145,920	96,216
その他	28,255	46,636
流動資産合計	1,655,559	1,654,737
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	73,692	81,835
機械装置及び運搬具	17,384	17,384
工具器具及び備品	63,960	67,326
減価償却累計額	△131,911	△117,219
有形固定資産合計	23,126	49,327
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	6,473	6,473
敷金及び保証金	68,969	52,421
繰延税金資産	6,567	6,817
その他	2,233	2,051
投資その他の資産合計	84,242	67,763
固定資産合計	107,369	117,091
資産合計	1,762,928	1,771,828

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	148,890	185,914
1年内返済予定の長期借入金	178,161	128,842
未払法人税等	2,329	407
その他	61,721	108,320
流動負債合計	391,103	423,485
固定負債		
長期借入金	42,942	3,180
退職給付に係る負債	38,001	39,508
役員退職慰労引当金	148,701	153,451
固定負債合計	229,644	196,139
負債合計	620,747	619,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,036,209	1,050,119
株主資本合計	1,136,209	1,150,119
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,971	2,084
その他の包括利益累計額合計	5,971	2,084
純資産合計	1,142,181	1,152,204
負債純資産合計	1,762,928	1,771,828

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	827,766	888,307
売上原価	※1 632,358	※1 610,421
売上総利益	195,408	277,886
販売費及び一般管理費	※2 308,098	※2 258,345
営業利益又は営業損失 (△)	△112,689	19,540
営業外収益		
受取利息	80	284
為替差益	—	1,740
補助金収入	※3 324	—
還付加算金	119	—
その他	14	134
営業外収益合計	538	2,159
営業外費用		
支払利息	3,419	1,901
為替差損	5,383	—
店舗閉鎖損	※4 685	—
その他	167	162
営業外費用合計	9,654	2,063
経常利益又は経常損失 (△)	△121,805	19,635
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△121,805	19,635
法人税、住民税及び事業税	8,155	5,976
法人税等調整額	△25,268	△250
法人税等合計	△17,113	5,725
中間純利益又は中間純損失 (△)	△104,692	13,909
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△104,692	13,909

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△104,692	13,909
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	13,058	△3,886
その他の包括利益合計	13,058	△3,886
中間包括利益	△91,633	10,023
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△91,633	10,023
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

## ③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△121,805	19,635
減価償却費	4,982	7,947
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	2,475	1,507
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4,750	4,750
敷金償却	337	△12,375
受取利息	△80	△284
支払利息	3,419	1,901
売上債権の増減額(△は増加)	46,357	17,039
棚卸資産の増減額(△は増加)	76,818	82,072
仕入債務の増減額(△は減少)	△51,650	37,024
その他	△44,312	85,278
小計	△78,708	244,497
利息の受取額	80	284
利息の支払額	△3,818	△1,759
法人税等の還付額	3,959	—
法人税等の支払額	△12,600	△7,956
営業活動によるキャッシュ・フロー	△91,087	235,065
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,500	△11,902
敷金及び保証金の差入による支出	—	△250
定期預金の預入による支出	△4,000	△4,000
定期預金の払戻による収入	4,000	4,000
その他	△52	△52
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,552	△12,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△101,179	△89,080
財務活動によるキャッシュ・フロー	△101,179	△89,080
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,313	△3,459
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△180,506	130,320
現金及び現金同等物の期首残高	655,177	396,898
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 474,671	※ 527,219

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
映像使用权	760,042千円	673,713千円
商品	17,791	12,523
仕掛品	6,066	15,080
計	783,900千円	701,317千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の簿価切下額が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
商品	△4,927千円	△1,235千円

※2 販売費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与手当	70,090千円	59,101千円
退職給付費用	5,943	1,507
役員退職慰労引当金繰入額	4,750	4,750
支払家賃	59,521	49,746

※3 補助金収入の内容は、以下の通りであります。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

映像産業振興機構より交付を受けた、我が国の文化芸術コンテンツ・スポーツ産業の海外展開促進事業費補助金を補助金収入として営業外収益に計上しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

※4 店舗閉鎖損の内容は、以下の通りであります。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

映画館シネマート心斎橋の営業終了による従業員の退職費用を店舗閉鎖損として営業外費用に計上しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	478,671千円	531,219千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,000	△4,000
現金及び現金同等物	474,671千円	527,219千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	セグメント
	映像コンテンツ事業
主要な財又はサービスのライン	
ビデオグラム事業	158,170
著作権事業	504,208
映画・興行事業	153,697
その他の事業	11,690
顧客との契約から生じる収益	827,766
その他の収益	-
外部顧客への売上高	827,766

(注) 当社グループは、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	セグメント
	映像コンテンツ事業
主要な財又はサービスのライン	
ビデオグラム事業	131,252
著作権事業	610,335
映画・興行事業	142,280
その他の事業	4,439
顧客との契約から生じる収益	888,307
その他の収益	-
外部顧客への売上高	888,307

(注) 当社グループは、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、映像コンテンツ事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△) (円)	△67.29	8.94
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属 する中間純損失(△)(千円)	△104,692	13,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親 会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△104,692	13,909
普通株式の期中平均株式数(株)	1,555,900	1,555,900

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

株式会社エスピーオー

取締役会 御中

東光有限責任監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

前川 裕之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

安部 潤也

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスピーオーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスピーオー及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上